

平成 25 年 6 月 26 日

神 奈 川 県 知 事  
黒 岩 祐 治 様

禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議  
会 長 中 山 脩 郎

### 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直しについて

標記条例は、平成 22 年 4 月より施行され、3 年が経過しました。全国に先駆けて制定され、いくつかの課題を含みながらも全国の手本となるべき運用をされてきたことに、敬意を表するものであります。施行後は県民のタバコ問題への関心の高まりが見られつつあることを、私どもの多方面にわたる実践活動を通じて実感させられているところであります。

さて、我々「禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議」は、平成 11 年に発足以来、喫煙の害を医学的な見地から訴え、公共の場の禁煙推進に努力してきました。あわせて、標記条例の制定にも全力をあげて支援してきたものです。

条例施行 3 年が経過して見直しの時がまいりました。我々は、長年の禁煙、分煙推進の活動をしてきた経験から、今般の見直しにつきましていくつかの提言を申し上げます。

基本的な立場としては、喫煙が健康に及ぼす悪影響については論を待たないところであり、別添の資料・図表に示すごとく、本年初頭来、大きな社会的環境問題となっている高濃度 PM2.5 はタバコによる健康被害そのものでもあり、本条例についての後退は絶対にありえないこと、そして、次期見直しを機に能動・受動喫煙による健康被害の機会を今以上に減らす努力を計るべきであることをまず申し上げます。

現行の条例において、下記の課題があると認識しておりますので、鋭意見直しをしていただきたく要望いたします。

1. 本条例施行規則第 4 条において、喫煙区域又は喫煙所と喫煙禁止区域の間に常時開放された開口部がある場合にのみ、厚生労働省分煙効果判定基準策定検討委員会報告書の基準に基づいた「喫煙禁止区域から喫煙区域又は喫煙所の方向に 0.2m/s の気流」が要求されています。しかし、厚生労働省の基準は「常時開放された開口部がある場合」のみに上記気流が必要であるとしているのではなく、扉等で隔てられている場合にも、開閉時に煙の漏れがないように気流が必要であるとしています。本条例においてもこれに準じた措置を求めるよう、施行規則の変更を要望いたします。また、世界保健機関が FCTC (たばこ枠組条約) 第 8 条 (受動喫煙の防止) に準じて策定した「受動喫煙防止のための政策勧告」(2007 年)で、換気された喫煙所又は喫煙区画の設定では受動喫煙を

防止できず、屋内完全禁煙のみが有効な対策であると宣言していることも鑑み、本条例においても、屋内全面禁煙が最善の対策であり、分煙はあくまでも次善の策であることを明記するよう要望いたします。

2. 本条例では、屋外の施設における受動喫煙が適用対象外となっております。道路、公園等屋外においても、受動喫煙の被害をこうむっているケースは多く見受けられます。県内においても一部の主要駅周辺においての喫煙防止の対応が図られているところもありますが、健康面からというよりも、環境美化の観点からの施策であり、必ずしも周知徹底されているとはいいいかねる状況です。本条例において、道路、公園等の屋外についても対象場所とすべきです。とりわけ、未来を担う青少年の健全育成のために、通学路における喫煙についても厳正に禁止すべきと考えております。

3. 本条例では、企業等の職場における受動喫煙が適用対象外となっております。職場が公共的施設か否かは議論のあるところではありますが、多くの県民が職場における受動喫煙にさらされている状況にあることは、県民の健康を預かる立場で看過できない課題であります。国においても平成 23 年 12 月 2 日、第 179 国会に労働安全衛生法の一部を改正する法律案（メンタルヘルス対策、受動喫煙対策）が提出されたところですが、平成 24 年 11 月 16 日に衆議院が解散され、審議未了、廃案となっております。受動喫煙対策先進県である神奈川県において、是非県条例による規制を強く望みます。特に、条例第 13 条の 3 において、業務に従事する未成年者を条例の適用から除外していますが、不適切な措置であると考えます。

4. 国は、平成 24 年 6 月にがん対策基本計画の改定を行い、喫煙率 12% 目標を具体的な数値として取り入れました。県民の死亡率一位のがん対策として禁煙、卒煙指導は大変重要であります。神奈川県においても、県民健康づくり運動「かながわ健康プラン 21（第 2 次）～「健康寿命日本一」をめざして～」(平成 25 年度から平成 34 年度) および「神奈川県がん対策推進計画（平成 25 年度から平成 29 年度）」を策定し、健康づくり、がん対策を進めているところですが、最も効果的なタバコ対策をさらに推し進め、県民に対する様々な教育、啓発の機会の増加を提言いたします。とりわけ、将来を担う若年者と女性を対象とした効果的な防煙、禁煙、卒煙の対策の強化を望みます。

黒岩知事は「いのち輝くマグネット神奈川」をキャッチフレーズに、健康寿命日本一を目指しておられます。命を大切に作る施策として、タバコ対策は健康づくりに対して最も効果的な最重要課題でありますので、是非とも真摯な取り組みを切にお願い申し上げます。

それとともに、健康寿命日本一を目指し効果的な健康政策を執行する上においても、全職員の今後の採用については非喫煙者を条件とすべきことを、合わせてご提言申し上げます。